

第6回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

議事録

日 時：平成21年5月25日（月曜日）

午後3時から午後5時14分まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

司会 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

委員会開催に先立ちまして、お知らせがございます。委員の皆様方にさきに送付させていただきました佐藤委員作成の資料についてでございますが、佐藤委員の方から委員の皆さんにぜひ見ていただきたいとのご要望がございまして、須藤委員長と相談しましたところ、委員会の開催前に説明を受けてはどうかとのご助言がありましたので、委員の皆様からご了承が得られれば開会前に10分程度、佐藤委員に説明をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、これから資料をお話しいたします。佐藤委員、よろしくお願いします。

佐藤委員 委員会の中で思ったんですが、ここでやってしまうんでしょう。開催してからの方が……。 (「同じですから、先の方が時間が」の声あり)

先生方、明けておめでとうございます。

この間、地区に来ていただいて地区の声を聞いていただいて初めての会ということでございまして、今回、知事の方に地区からまとめて要望書が出ております。それは、この間先生たちに聞いていただいた評価委員会の地元の聞く会をまとめたものということでございます。

それで、ここに住んでいていいんですかというふうになりまして、昨年3月、支障除去工事がやや終わった段階でのまとめということになります。

これは、さきの環境委員会、これは市田議員が竹の内のことを30分にわたってやってくださったわけですが、我々忘れてしまったような大昔の話をいっぱい思い出させていただきました。それで、デモですので。

〔議会中継等上映〕

いきなり最初にこういうふうにならされてしまってしどもどろでございましたんですが、もう少し上手に怒ればよかったんだろうな。栗東でああいうふうなことになっていて、環境省は問題点をきちっとわかっているんです。でも、ところが竹の内場合は竹の内何ともないよというふうな、環境省はそういうふうにいる。そういうふうな報告書を上げているのはこちらに座っている方たちなんです。どこでどういうふう間違えたのかということが一つあるんですけれども、それはどこかで是正されなければ、我々竹の内はまあしょうがないみたいなものは半分あります。それで、再発防止はどうか。そこのところでひっかかるんです。何の再発防止の手だてがない。何でもなかったんだ、住民騒ぎ過ぎだということで片づけられ

たら、再発防止なんかにならないよというふうなものが一番ありまして、そののところは何か声を大きくして言っていかなければならないだろうというふうなものがきょうの10分間のDVDの映像ということでございます。

司会 佐藤委員、ありがとうございました。

1 開会

司会 それでは、これより第6回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開催いたします。

2 あいさつ

司会 開会に当たりまして、宮城県環境生活部、今野部長よりごあいさつ申し上げます。

今野環境生活部長 環境生活部長、今野でございます。

本日は、お忙しい中を委員の皆様には第6回目の評価委員会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

平成19年度から施工してまいりました処分場の支障除去対策工事につきましては、後ほど報告事項のところでご説明をさせていただきます。村田町、また地域住民の皆様のご理解、ご協力をいただきまして、予定していたとおりこの工事については完了することができたと思っております。今後は、この処分場を適切に維持管理をしていくということ。そして、処分場の現状を正確に把握するための環境調査がこれまで以上に重要であるというふうに考えているところでございます。そのため、今年度から始まりますこの工事後のモニタリングに一生懸命取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本日の委員会におきましては、平成20年度の下半期に実施をいたしました環境調査につきまして関係方面の皆様からご助言をいただきながら、生活環境影響調査報告書の案を取りまとめをいたします。これについてご審議をお願いするものでございます。各委員の皆様から忌憚のないご意見をちょうだいしながらよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

司会 それでは、本日出席されている委員をご紹介申し上げます。

初めに、須藤委員長でございます。

須藤委員長 須藤でございます。どうぞよろしく願いいいたします。

司会 細見副委員長でございます。

細見副委員長 細見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 藤巻副委員長でございます。

藤巻副委員長 藤巻です。よろしくお願いいたします。

司会 井上委員でございます。

井上委員 井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 岡田委員でございます。

岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

司会 風間委員でございます。

風間委員 風間です。よろしくお願いいたします。

司会 佐藤委員でございます。

佐藤委員 佐藤です。

司会 澤野委員でございます。

澤野委員 澤野でございます。よろしくお願いいたします。

司会 田村委員でございます。

田村委員 田村です。よろしくお願いいたします。

司会 なお、稲森委員におかれましては、若干おくれるとの連絡がございまして、後ほど到着される見込みでございます。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

ただいまごあいさつを申し上げます今野部長でございます。

今野環境生活部長 どうぞよろしくお願いいたします。

司会 この4月から竹の内産廃処分場対策室に着任いたしました大内でございます。

大内 よろしく申し上げます。

司会 本委員会は10名の委員により構成されておりますが、本日はただいま9名の委員の出席をいただいております。当評価委員会条例第4条第2項の規定に基づき、委員の半数以上のご出席により本日の会議が成立していることをご報告いたします。

3. 議 事

(1) 報告事項

支障除去対策事業の工事進捗状況について

司会 それでは、議事に入ります。

議事につきましては、条例第4条第1項の規定によりまして、委員長が進めることとなっております。須藤委員長、よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 かしこまりました。それでは、議事進行を務めさせていただきます。

委員の先生方には、大変ご多用の中をおこしいただき、この第6回の評価委員会にご出席をいただきましてどうもありがとうございます。

前回の委員会からだいぶ日はたっているわけですが、前回の委員会は竹の内の現地でやらせていただきまして、地元の皆さんともいろいろお話をさせていただきいろいろご意見を伺いました。この辺も含めまして、本日は第6回の評価委員会ということで、先ほど部長からもお話がございましたように、昨年度の下半期のデータがそろっているようでございますので、それをお伺いしながら評価をさせていただきたいと思ひますし、また、あわせて工事の進捗状況、完了したということではございますが、その様子等についてもご報告をいただこうと、こういうふうに思っているわけでございます。

先生方からも、あるいは地元の皆さんからももう少し委員会の回数あるいは、委員会でいろいろお話をしたいというご意見もいただいているわけでございますので、数をもう少しやることも考えて、事務局ともご相談はしたんですが、なかなか年度末で先生方の日程等も合わずに今日に至ってしまったと。こういうことでございますので、今後回数については多少流動的に配慮しながら、委員の皆さんはもちろんのこと、地元の皆さんのご意見も伺いながら会を進行していきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

それでは、一言これをごあいさつといたしまして、議事を進行したいと思ひますが、今日の議事は、先ほど申し上げましたように工事の進捗状況と、それから審議事項として先ほどございましたように調査報告書の諮問をいただきまして、これですらければ答申をいただくと、こういう運びにしたいわけですが、あらかじめ前回にお話をいただいたように、私の手元には6名の傍聴人から発言のお申し出をいただいているわけございまして、本日はもしかすると6名おそろいではないのかもしれませんが、1人5分以内でまずはご発言をいただいて、その後、先ほど申し上げたような議事に行きたいと思ひます。事務局の方からご発表される方のご紹介と、それから順番で。6名というわけではございませんですよ。では、どうぞ、順番にお一人5分以内でお願いをしたいと思います。

司会 あらかじめ発言をしたいという申し入れがありました中で、本日は鈴木健一さんと大内敬子さんがおいでになっております。先に鈴木健一さんの方から。

須藤委員長 では、どうぞ順番に。

鈴木 それでは、鈴木です。

それでは、私の方からは、モニタリングの方法などについて発言させていただきます。

これまでも何度かお話ししましたけれども、バイオでの方法について。ぜひこれは実行していただきたいというのが来ておりまして、今までの話の中では何か試験管とか、あるいはまたビーカーの中でやると、こういうふうなことでございますけれども、それも一つの方法ではあるかというふうに思いますが、ぜひこれはやはりとりわけて魚に対する影響ということであれば、小魚を現地に池や、あるいはまた水槽、こういうものをつくってそこに飼いきると。そして、反応を見ると。こういうようなことが一番いいのではないかというふうに私は思っております。したがって、これらテーブルの上でなくて、ぜひ現地にそういった池や、あるいはまた水槽などの設置をしながらそこにセンサーをつけて小魚を飼うと。こういう方法をこの評価委員会の中で検討していただきたいと。

なおかつ、私も水の問題は大変心配をしております、すべてのこの場所について、この基準値から遠いと今言われておりますけれどもやはり心配なんです。したがって、そういった状況を現地で常に見ているような状態にしておく、池だとか魚だとか。というようなことが安心できる方法ではないかというふうに思っているわけです。現在の処分場は既に施錠されておまして私ども入れない状態になっていると、こういうふうなこともありますので、そういう形のもがあったというふうなことではありますけれども、一体中はどうなっているのかというふうなことも住民としては極めて不安な状態に置かれていると。したがって、いや、大丈夫だと言うのであれば、その中に自由に入って状況を見るということなんかもできるような状態にしていきたいというふうなことなんです。その場合に、そういう小魚を飼っている場所なんかも見たりして大丈夫だなというふうな安心感を持っていきたいなというふうに思っているところなので、その辺についてはぜひ検討いただきたいというふうに思っています。

次に、ガスの無害化の関係でございますけれども、これは支障除去対策が終わって覆土した。多機能性覆土は成功したという状態ではありますけれども、やはりガスの発生というのは今現在続いているというふうに思っております。では、このままあのままの状態でも今後モニタリングを続けながら様子見ると、こういうふうなことであれば、無害化、ガスの発生がとまるまで一体どれぐらいかかるのかという問題があります。いろいろお話によれば50年だとか100年だとかというふうに言われていますけれども、私どもが死んでしまってからそうなのはしょうがないわけです。したがって、これはやはりできる限り早目にいわゆるこの無害化をできるような具体的な対策ということが必要なのではないかというふうに思っているわけです。これま

でもいろいろポンプ&トリートメントの話も提案されてきたところではありますけれども、これらについても今議題に上ってないというふうな状況であろうかというふうに思いますけれども、そういう精密の方式がありましたら処理棟、ガスの具体的な無害化するためのガス処理棟とか、そういう設置を求めたいというふうに思っているんです。そして、できるだけ強制的に無害化をします。こういうふうなことによってきれいな空気と水を確保していくと、こういうふうなことで、時期を早めるためのそういうことについても検討いただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、3点目は焼却炉の問題です。

これは今までの県の説明でいえば、これが現在、この焼却炉は住民の生活に障害を与えていないというふうなことを言っている。それから、産廃特措法の対象外になっていると。したがって、今回の支障除去対策、そういったものにも入っていないと。こういうふうなことで県はこれまで説明をしまいいりました。しかし、私どもは極めてこれは心配の種でございます。これは平成5年に県が産廃の中間処理施設としてこれを認可をした。こういう建物でございまして、構造物でございまして、ダイオキシンの今までの調査によれば、これは必ずダイオキシンは廃棄をして。やはり極めて私どもが生活に対して不安な状況に置かれているのではないかとこのように思っています。

平成13年における、地裁における仮処分においても、この処分場の処理停止と同時にこの焼却炉についても操業停止という処分がなされました。したがって、これはこの処分場と埋立地区は別問題なんだと、こういう切り離しは、これは県としてもできないだろうというふうに思っていますし、したがってこの焼却炉については、これは早期にダイオキシンの調査をするなり、その結果必ずこれはもう有害物が出てきますから、それに基づいてやはりこれは撤去をするという計画をぜひ立てていただきたいというふうに思っているところでございます。

次は、サーベイ方式による場所の調査ということが話題になっていましたけれども、これについてはぜひもちろんやっていただきたいというふうに思いますが、その場合に住民の立ち会いというか、住民も一緒にぐるっと回るといような方法で、これはなるべく早目にやっていただきたいというふうに思っているわけです。やはりそうでないと私どもは一体どうなっているのかということがさっぱり目に見えない状態になりますので。ぜひ最後にですけれども、サーベイ方式については住民立ち会いのもとに早目に実施をしていただきたいというふうに思います。

私の方からは以上でございます。

須藤委員長 どうもありがとうございました。

続いて、それではどうぞお願いします。

大内 大内と申します。

委員の皆さんには本当に竹の内についていろいろとご心配、ご苦勞をかけているだろうなと思っています。本当にご苦勞さまでございます。

今さらもう言うまでもないんです。いろいろ言い尽くしてきましたけれども、私たちの地元の、地元と言ってもまずもともと地元です、村田町民。そして、宮城県民なんです。その人たちの安全安心を確保してもらおう。それについてはやはりこの評価委員会にゆだねるしかないのかなと、そう思っています。そして、県の方でも今までずっといろいろとやってこれらしました。確かにご苦勞なことだったろうと思っています。でも、県というのは年度変わると役員の方、役員というのかな、その責任者の方がかわってしまわれます。そうすると、また一から出直しなんです。そうすると、私たちの思っていることとまるっきり話がかみ合わなくなるのかなんて思いますけれども、やはり私たちの願いは、とにかく生活の安全安心なんです。それをとにかくこの評価委員会の方々にお願いするしかない。そんなふうに考えています。県の方では次から次といろんなことをやってもらってご苦勞はかけているんですけども、地元の人のかえというか、希望というか、そういうものにそぐわないことがいっぱいです。

きのうも角田先生がお見えになって、そして健康相談、そしていろんな話をされました。やはりもう低い硫化水素ガス、それにずっと暴露されていると、普通の人は感じないことでも敏感になってしまって大変なんだという話も聞かされて教えてもらっています。ですから、私は、この評価委員会の方々を何年間と限らないで、例えば1年に1回でもいいからずっと継続してもらおうようなそんな方法をとってもらえないのかなと思っています。そして、いつどのようなことが起こるかわかりません。それを心配しているんです。絶対半永久的に大丈夫だということとは言えないだろうと思うんです。ですから、この会をずっと継続していただいて、その季節というのか、事柄というのか、その都度、この会も何年間かで終わりになるわけでしょう。だから、その会を継続してもらいたい。そのように考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。これは県の方はもちろんやってくれているというのはわかるんですけども、どうもいま一つ心もとないんだよね。言っているそのことがどうしてもちぐはぐだというか、私のこれはひがみなのかかわからないけれども、そんなふうに感じますので、どうぞ住民の安心安全、そのために皆さんに頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。今さら、今まで何回も言い尽くしてきましたので、方法とかは学者の先生方皆さんに考えてもらおうしか、

住民としてはとにかくあそこに住んでいて、ああ、ここに住んでよかったというようなそういう環境を確保してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

須藤委員長 どうも地元の鈴木さんと大内さんからは大変貴重なご意見をいただきました。これを今、鈴木さんの方は大体4点に分けて、大内さんの方は1点というか、具体的には2点に分けてお考えを伺うことができました。これを直接ここでだれかにお答えいただくということではないので、今後の審議事項あるいは報告事項の中でのご質問の中で県の方でお答えできることがあればお答えしていただき、また我々が審議事項の中で審議する必要があるとそこで審議をするということで、大変貴重なご意見であるということは確かでございますので、これは議事録もとっていただいていると思いますので、1対1というか、一つの意見に対してこういうお答えですというのはきょうの会議の趣旨ではございませんので、我々のこのモニタリングのこれからの評価委員会の中で十分反映させていただくということだけとりあえずには申し上げさせていただいて、一応一般の議事に進行していきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、何かあるんですか。よろしいですか。はい、どうぞ。

佐藤委員 先ほど部長さんのごあいさつの中に、これまで以上にモニタリング重要だ、この会議が重要だというようなお話がありましたので、それから委員長のごあいさつの中にも頻繁にやりたいというようなニュアンスを受け取りました。それで、うちの方の大内の意見では、未長くということをして1年に1回でいいからと言ってしまったんですが、あれは私としては言わずもがなで、本当は3カ月に1回ずつ先生たちやってくださいというふうなお話だと思うわけです。去年の10月にあって半年以上たって5月になって明けましておめでとうございますというふうな評価委員会は、これはいかなものかというふうに思っております。

それで、きょうほかの連中来なかったんですが、安心安全が戻ったかというような話があります、基本的に。安心安全は戻らない。かえって心配になってきたところが多いというようなことを過ごしております。それで、ついでに申し上げれば、国より宮城県が竹の内のことを知っているわけです。国より宮城県が竹の内を知っている。それで、宮城県より村田町が竹の内を知っているわけです。それで、村田町より沼辺地区が竹の内を知っている。地区より守る会が竹の内を知っているわけです。それで、上の方がこうだからというふうな言い方でいつも施策が決められてしまうと。それで、現地に住んで長年そこで現場を見てきた者たちの知見が生かされる仕組みが成り立ってないと。これはやっぱりおかしいんです。これは絶対おかしいというふうに我々は思っております、そのところはやがて廃掃法とか特措法の延長なんか

審議される段階で委員長も審議にまざられるということなんですが、地元の知見というかそれを生かす方策が探られるべきなんだろうというふうに思っているわけです。それで、宮城県は逃げてしまうというようなことがありますので、我々決して追いかけているというか、後ろから圧迫しているわけじゃないです。一緒にやろうよというような言い方しているんだけど、いつも逃げられてしまうということなので、これはまずいんです。サメのきばと言っていますけれども、あんなもので住民を脅かして近寄るなというようなこと言うんだったら、ここにあなたたち住みなさいということです。当然です、それは。ああいうふうなことで鍵もない。やはり鍵あるのかと。これは今にうちの澤野課長あたりが出すと思うんですけども、役場にも入るかぎがないんです、今のところ。それで、住民団体の我々も持ってないということなので、土日に地震でも起きたらどうするの。竹対の室長が遠くから走ってくるんですかというふうな話になります。そういうことなので、現地に事務所構えるのが当たり前なんですけれども、我々の知見をどういうふうに生かすのかというようなものが担保されていないということでございます。

それから、もう一つ申し上げれば、ほかの人たちの来なかった分のお話を申し上げます。

それで、評価の視点をどこに置くのかということです。蛭が飛び、よしきりがさえずるあし原というかよし原、そこに戻せということはもうとっくの昔にあきらめました。なるわけがないと。ここの守る会の人たちから怒られるかしれないけれども、蛭が飛び、よしきりがさえずったよし原、あし原、それに戻るのもうあきらめた。

それから、2番目に考えられるのは、埋め立て前に地権者と業者が契約で取り交わした2メートルかさ上げた乾田にして耕地環境に戻すと。それはあきらめたわけではないけれども、これもクエスチョンマークがつくんだろう。

まず最初に、ここで実現してほしい、目標にしてほしいことは、完全無害化がなされるということです。それから、大雨のときだって、地震のときだって、台風のときでも我々竹の内どうなっているんだというふうに一番先に思います。地震なんかもう自分のうち倒れないのを確かめたら竹の内どうなんだといって走っていくような状況が続いております。それで、そのときに一番先に思い出す必要のない竹の内にしてほしい。だから、忘れていられるときが一番なんです。ああ、大丈夫だと。あそこよりも自分のところの田んぼ見てくるべというふうなものが一番いいわけで、忘れられるような土地になることが一番だと。目標です。これをまず実現してほしいということが地域住民のまとめた望みということになるのかなというふうに思っております。

それで、決して宮城県とけんかしながらやっ払いこうということではなくて、今の状況だったらこれはけんかせざるを得ません。歩み寄ってこないというか、逃げて行って2年間我慢してどこかに行って摂生することしか考えていないのではないのというふうなことを考えてしまうようなことがありますので、ほかの人たちの話は大体そういうことなんだろうというふうにして今お話をさせていただきました。済みません。

須藤委員長 それでは、佐藤委員、残りの4人の方のご意見をまとめて報告をいただきました。

それでは、先ほどと同じように、計6人のご意見ということで、後ほどの審議、それから、これからの審議に反映をさせていきたいと思っておりますので、県ではお答えできることがあったら、また、それは今日というふうに限らずお答えできる場所はお答えしていただきたいと、こういうふうに思います。

それでは、本来の審議というか議事に入ります。

報告事項でございますが、支障除去対策事業の工事進捗状況についてということで、それではご報告を願います。はい、どうぞ。

事務局（大内室長） それでは、私の方から説明させていただきます。

須藤委員長 おかけになって。

事務局（大内室長） では、座って失礼します。

説明に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の諮問事項でございます生活環境影響調査報告書（案）、ちょっと厚めの冊子でございます。それから、A3判の概要版というものがございます。それと、参考資料としましてNMC共同利用研究成果報告文集11、2003年。この資料につきましては、前回の委員会におきまして、地下水道における鉛の検出事例が議論された際に話題となった鉛などのバックグラウンドに関する調査について藤巻委員からいただきました学術誌の抜粋を参考資料として配付させていただきました。この内容につきましては、時間の関係もあり配付資料のみで説明を割愛させていただきますので、ご了承願いたいと思います。また、以前配りました、これもA3判の竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状というようなことでデータ編。これもそれぞれ置かせていただきましたので、審議の際にご活用いただければと思います。なお、次回以降も再利用させていただきますので、恐れ入りますがお持ち帰りにならないようお願いしたいと思います。以上、確認をお願いします。

それでは、パワーポイントを使いまして支障除去対策工事の進捗状況につきましてご報告いたします。

スクリーンの方をごらんください。

工事全体の計画平面図でございます。ちょっと見づらいんですが、着色部分が今回の工事施工した箇所でございます。赤着色してある部分が覆土成形工の範囲。場内と北側の東西方向に配置する青い線が排水工。緑色の部分がございますが、これが多機能性覆土です。電気設備改良工につきましては、後ほど別途図面でご説明いたします。

次、お願いします。

それでは、工事の概要です。

覆土成形工事では、覆土成形工、約7万 m^2 。このうち多機能性覆土が6,600 m^2 。処分場内排水工、東側のり面保護工、防護柵工などを施工いたしました。排水工事では、町道側排水工645m、農道側排水工161m、防護柵工等を実施しました。防護柵工は、北側と南側の施工範囲ごとにそれぞれの工事で施工してございます。電気設備改修工事では、分電盤8面、配電盤1面、動力盤1面、各電線路工事等を施工いたしました。

次、お願いします。

この写真は、平成20年12月4日に撮影した航空写真です。工事がおおむね80%進んだ程度でございまして、降雨による濁水発生などの悪影響を抑えるために、1回の施工範囲を3,000 m^2 以下に区切り28工区に分けて順番に施工しました。このため、全体を比較しますと完了箇所から施工中の箇所にかけて施工時期により植生の状況が大きく違うことがわかります。

次、お願いします。

これは覆土成形工の概要図です。

図面の薄い赤着色の範囲で示した覆土成形工は、場内に降った雨水の浸透を抑制するために表層を切り土、盛り土により排水勾配を設け種子散布により緑化を行うものです。図面の薄緑の着色をした範囲を示したのが多機能性覆土です。廃棄物層表層ガス調査により施工範囲を決定した箇所につきまして、酸化鉄と砂を混合した捕捉層1、ちょっと見づらいのですが、左側の方に図面があります。活性炭と砂を混合した捕捉層2、さらにバリア層、植栽層の4層構造からなります多機能性覆土を施工しました。また、場内に降った雨水を排水するための側溝設置と平成17年の緊急工事に施工しました東側、オレンジ色の部分です。東側のり面のゴムシートを紫外線劣化から保護するための覆土を施工しました。あわせて、処分場を管理する上でみだりに人が出入りすることを防止するために必要なフェンスを設置しました。覆土成形工では南側のネットフェンス、写真は処分場の入り口付近から場内を撮影した着工前と完成後の状

況を対比してございます。

次、お願いします。

排水工は処分場の周辺からの雨水の浸入抑制及び場内の雨水排水を目的としてございます。側溝は図面の青線で示したとおり、北側町道と農道に設置しました。また、覆土成形工と同様に処分場北側について管理する上で必要なネットフェンスを図面黄色線で示すとおり設置しました。写真は、処分場と町道が接する東側から側溝の改良について着工前と完成後の状況を対比してございます。

次、お願いします。

電気設備改修工は、これまで場内で利用していた電力が高圧であり特別な管理を要すること。さらに、現地の電力機器を構成する高圧気中負荷開閉器、動力用変圧器、高圧コンデンサーが更新推奨時期の10年から15年を経過していること。配線の地表上の高さ不足や地上転がし配線、高圧架空ケーブル線、弱電流線が接触していることと等の理由により、乾田、火災、停電が起きるおそれがあることから、不用な施設を撤去した上で電気設備を改良し、今後の維持管理に利用するために必要な設備へと変更いたしました。写真の左上は配線を保護する溝であるトラフの設置状況。左下は、不用となった高圧受電設備の撤去状況。右下は、危険と指摘されていた地上転がし配線と高圧架空線の撤去状況の写真でございます。

次、お願いします。

以上が今回行った支障除去対策工事の概要です。

今後は、巡回点検や除草、各種の施設設備の保守点検を行う維持管理と硫化水素や水質等のモニタリングを行って処分場を監視してまいりたいと考えております。以上でございます。

須藤委員長 どうも簡潔にご説明いただきましてありがとうございます。

それでは、以上の支障除去対策についてのご説明に対するご質問あるいはご意見、何かございましたらどうぞ。よろしゅうございませうか。現地も前回ごらんいただきましたので様子はおわかりいただけたかと思えます。では、特にここで改めてご質問ございませうか。はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 資料をいただいたのに、これは場内の地下水を図にあらわしたものだと思んですけども、今回やった雨水浸透防止対策工事というか、簡単に言うと破れた唐傘を差させたということだと思んですけども、それで評価すべきなのは工事後にこのぐらい場内の水位が下がったよというのが具体的に出なかったらこれはやったことが全然意味なかったのではないかというだけですけども、このごちゃごちゃとしたのでそれを読み取れというのは非常に困難で

あります。それで、もう少し詳しいものを欲しいというのがあるんだけど、果たしてこれで下がっていると読めるでしょうか。読んでいいのかな。

工事終わって二、三カ月だからまだ下がってないよというような逃げは打てるかもしれないけれども、実際にこのくらい下がったんだよということでなければ雨水浸透防止工事は失敗だったというか、何だったんだ、これはということに評価せざるを得ないだろうというふうに思っています。それで、実はうちからルーペを持ってきました。もう少し大きくしたら何か見えるのかなと思ったんだけど、このようなことでなくてももう少しわかりやすい方法をきちっと出すべきだろうというふうに思ったところでございます。

須藤委員長 室長、これは後で説明をいただく審議事項でご説明いただくんですね。先ほどご説明いただいたのは工事の状況だけでしょう。

佐藤委員 ごめん。では、後に延ばして。

須藤委員長 後でよろしいですか。

佐藤委員 はい。

須藤委員長 今のご説明というのは、こういう工事をやって一応完了いたしました。その後いろいろ工事後も管理をいたしますと。こういうことをご説明いただいたんですね。それで、その中でどういうふうにモニタリングしてどういう値が出たかというのは次の議題ということで一応よろしいですか。

佐藤委員 はい。

須藤委員長 それでは、細見副委員長、どうぞ。

細見副委員長 少なくともせっかくあそこでやられた図表は何か配付資料にあってもいいのではないかと思います。それはないんですか。

須藤委員長 そうだね。私もそう思った。先ほどのパワーポイントで説明された図ぐらいは。説明したでしょう。あの図がどこにありますかというのが細見副委員長のご指摘です。

事務局（大内室長） 申しわけございません。本日お手元には報告事項ということでパワーポイントでやらせていただきましたが、必要ということであれば至急にお送りしたいと思います。申しわけございませんでした。

細見副委員長 これは図表だと見えにくいと室長みずからおっしゃったので、多分あそこはここから見てもわからないので、やはり手元に表があるとわかりやすいと思います。これは委員会の通常やるべきことだと私は思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

事務局（大内室長） 不手際でございました。申しわけございません。至急送らせていただき

たいと思います。

須藤委員長 今、ここでコピーとって間合わないから、間に合うんだったらあそのせめて図面ぐらいは帰りまでにどなたか用意できるんだったらこの人数分だけですからお渡しいただくことと、それから会議終了後でもよろしいから第1の報告事項の先ほどの進捗状況に関する写真やデータを先生方にそのままご説明書いて送ってください。そこだけお願いしておきます。

事務局（大内室長） はい、承知しました。直ちに手配したいと思います。

須藤委員長 それでは、そういうことでまずは。

ほかに。今細見先生からご要望があったんですが、ほかによろしいですか。

（２）審議事項

生活環境影響調査報告書（案）について

須藤委員長 それでは、これはきょうの本来の一番大事な事項ですが、生活環境影響評価調査報告書（案）についてということで事務局の方から、審議事項でございますのでお願いしたいと思います。どうぞ。

事務局（大内室長） それでは、お手元のA3判の大きな資料で生活環境影響調査報告書の概要版、こちらをお配りしておりますので、こちらで説明させていただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

生活環境影響調査の概要ということですが、調査期間は平成20年9月から21年3月までの約半年分のデータをまとめてございます。右側には当委員会で答申いただきました工事中のモニタリング計画に基づきまして、いつごろどのような調査を実施したかを記載してございます。表の上半分はいわゆるガスの調査、下半分が水の調査でございます。調査地点等は記載のとおりでございますが、表中の黒い丸がついております部分、これが前回の委員会で答申をいただいた部分でございます。黒い四角のついている部分、今回とりまとめた分がこの部分でございます。

さらに、2ページ目には、各調査にどういう項目を調査するかということの詳細に記載してございます。

それでは、3ページをごらんください。

ここから今回の調査結果と事務局がまとめた評価案につきましてご説明いたします。

まず、環境モニタリングの結果及び評価ということで、左側の文章のところでございますが、

まず総括を記載してございます。結論から申し上げますと、本期間中の環境モニタリングの結果、処分場に起因する周辺地域の生活環境への影響は認められなかったというふうに事務局の評価案を記載させていただいております。これからその詳細について説明させていただきます。

まず、大気調査でございますが、2.1.1、発生ガス及び周辺大気環境調査を記載してございます。この調査では、右下の図にあります4カ所の地点でガス濃度を調査してございます。この結果は、文章中の黒い四角の一つ目にありますとおり、環境基準が設定されている4物質につきましてはすべて調査地点の濃度は同程度でございまして、いずれも環境基準に適合していたという結果でございます。なお、この表中、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼンのグラフのところの凡例でございますが、「大気環境基準（上限）」と書いてございますが、これを超えてはいけないという意味で「上限」とつけたようでございますが、これにつきましては下限があるかのような表現になってございまして紛らわしいということで、まことに申しわけございません。この場をかりて削除させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

本文に戻ります。また、その他の88物質、3ページの下側の表に記載してございますが、これらにつきましては調査項目は基準値がございませんが、村田町役場等の比較対照地点と比較することによって評価させていただきました。その結果、処分場中央と他の地点とではいずれの成分においても大きな違いは認められませんでした。また、SPMにつきましてもすべての調査地点で環境基準に適合しており、比較対照地点と大きな違いは認められませんでした。なお、データの詳細は別途報告書に記載しておりますので、必要があればご説明させていただきます。

以上のことから、発生ガスに起因する周辺地域の生活環境への影響は認められなかったと考えられます。

次に、4ページをごらんください。

硫化水素連続調査についてですが、右側下の方の地点図にあります黒い四角で示した地点、発生ガス処理施設付近、処分場東側敷地境界、それから離れたところの村田第二中学校、この3地点で24時間の連続測定をしております。悪臭防止法では、硫化水素の基準として0.02ppmから0.2ppmという値を定めてございますが、そのうち0.02という厳しい方の基準を超過した回数を見ますと、まず処分場の発生ガス処理施設付近では9月に30秒値で48回、11月に2回の超過がございました。それらの最大値は、9月28日の1.105ppmです。このことにつきましては、前回の評価委員会で速報として報告させていただいたところですが、この原因は9月16日から

30日にかけて処分場西側の工事現場からの水をポンプで発生ガス処理施設周辺に送水していたことから工事による一時的なものであるというふうに考えられました。なお、同時期に測定した村田第二中学校地点では基準以下でございました。

以上のことから、処分場からの硫化水素による周辺地域の生活環境への影響は認められなかったと考えております。

次に、5ページをごらんください。

硫化水素等の定期状況調査、これは処分場にあるガス抜き管でガスを測定しているものでございます。グラフにありますように横ばいくらいの状態が観測されております。これにつきましては、評価ということではなく状態を把握するということでございますので、ここに評価というものは記載してございません。

続きまして、6ページをごらんください。

水質調査につきましては、図にありますとおり処分場の浸透水や周辺地下水、放流水等の調査をいたしました。まず、2.2.1、浸透水、地下水の調査結果でございます。左側の文章中の黒い四角の1番目をごらんください。処分場の浸透水の水質は、廃棄物処理法に定める地下水等検査項目に適合しておりました。また、処分場周辺の地下水の水質は、上流の観測井戸で平成20年9月と12月、平成21年1月に採水した地下水から鉛が基準を超過して検出されました。その他の項目につきましては適合していたところでございます。なお、鉛が基準を超過した上流井戸の地下水について参考のため地下水をろ過して浮遊物質を除去した試料に含まれる液の方の鉛を分析しましたところ、いずれも基準値を下回ったところでございます。このことから、基準値を超過した鉛というのは、土粒子、これに起因するものではないかというふうに考えられました。

次に、処分場のガス抜き管の浸透水の水質状況でございますが、グラフでも記載してございますがほぼ横ばいの状況でございます。

以上のことから、周辺の地下水への影響はなかったものというふうに考えてございます。

次に、2.2.2、放流水、河川水の調査についてでございます。

放流水の水質は、大腸菌群数を除きまして廃棄物処理法に定める放流水の基準に適合しておりました。また、河川水の水質はいずれの物質についても処分場の上流側と下流側において同程度でございました。なお、大腸菌群数については、平成20年9月22日の降雨時、雨が降ったときに採水しました放流水が大腸菌群数、1cm³当たり16,300個、処分場の上流の河川水が4,200個、放流水基準を超過して検出されたところでございます。この調査結果の速報を受けまして

直ちに臨時調査ということで行いましたところ、放流水が410個、上流側の河川水が221個という結果を得ました。なお、臨時検査を実施したのが10月1日、天気は晴れというような状況でございました。この結果、9月22日の降雨時には上流側の河川水も大きな値を示していることから、周辺地域から降水の流入があったために放流水や河川水でより多くの大腸菌群数が検出されたのではないかと、というふうに考えられました。

以上のことから、処分場からの放流水に起因する周辺生活環境への影響は認められなかったというふうに考えてございます。

続きまして、7ページをごらんください。

こちらは地下水位を記載してございます。これにつきましては、評価ということではなくて状態を把握するというのを目的としてございますので、ここで評価というものは記載してございません。

以上、生活環境影響調査報告書（案）の概要の説明を終わります。以上でございます。

須藤委員長 最後のところは評価はないんだけども地下水位はどういう動向にあったというふうにこれを読むんですか。先ほどもう質問いただいているんだけども、そこだけは評価でなくて、あまり変わらなかったと読むんですか。そこだけはおっしゃっていただいた方がよろしくないですか。

事務局（大内室長） この地下水位の変動を見ますと、非常に工事中につきましては変動している状況が見られる。工事の影響が出ているのかなというふうに考えているところでございます。

先ほど今後工事後のモニタリングにおいてこれが確実に下がるのかどうかというようなご質問をいただいたところでございますけれども、これにつきましては基本的には下がるものかなとも思いますが、ちょっと検討不足でこの辺につきましてはまだ見通しを実は持っていなかったところでございます。今後先生方のご指導を受けながらこの辺のところを整理してまいりたいというふうに考えてございます。

須藤委員長 とにかくこの地下水位はこういう状況であったということデータを提供するからごらんになってくださいと、そういう意味でいいんですね。工事もやっている最中なので変動の時期にありますよと。こういう状況だということを知りたいと。こういう意味でよろしいですか。

事務局（大内室長） はい。

須藤委員長 わかりました。

それでは、一通り、概要なので詳しいことは本報告書の方をごらんいただくということなの
でしょうが、限られた時間でもございますので、委員の先生方からご質問なりご意見なりあれ
ば出していただこうかなと、こういうふうに思います。どうぞ。澤野委員、どうぞお願いしま
す。

澤野委員 大変お世話さまでございます。先ほどご説明いただきましたように、支障除去対策
として硫化水素ガスや冠水対策など当面の支障を取り除くための雨水浸透防止対策、この工事
については終了したところでございます。竹の内の産廃処分場、先ほどごらんいただきました
ように工事前と比べまして大変きれいになったなというふうには思っております。しかしなが
ら、あの場所に、いわゆる委員の皆さんもご承知のように許可容量3倍もの廃棄物が入ってい
るということ。さらには、安定型処分場に廃棄できる以外のものも入っているということにつ
いては間違いのない事実でございます。委員の皆さんもご承知のように、竹の内の処分場その
ものが通常の民家のそばにあるということございまして、一般的な山間地の処分場とは大分
違うということについては既にご承知いただいていることと思います。それだけに、先ほど住
民代表の佐藤委員をはじめ、それから地域住民の方を代表してお二人の方から意見がありまし
たように大変不安を抱えているというのが現状であります。昨年10月16日、沼辺地区公民館
で開催されました第5回の評価委員会での住民意見、それに1月に入りまして、実は町が開催
しました関係者との意見交換会、この中でもやはり非常に心配する意見が大分ありました。こ
れにつきましては、2月24日付で委員の皆さんの手元の方に、町とそれから住民代表4者によ
る県に対しての要望書を準備させていただいておりますけれども、この中に住民意見としての
中身が盛り込まれているところございまして、この件につきましては3月26日に工事説明会、
これは工事完了の関係ですけれども、そのときに県としての考え方をまとめてお示しはいただ
いたところでございますが、なかなか住民の皆さんが納得できるという状況にはないようでご
ざいまして、実は、この中身についてまず各委員の皆さんにぜひご認識をいただきたいとい
うことで、きょうのこの評価委員会の中で準備をさせていただいたところでございます。

今回のモニタリング結果を見ますと、昨年の工事期間中においては処分場に起因する周辺地
域の生活環境への影響は認められなかった。これは事務局の方でまとめたわけでございますけ
れども、廃棄物そのものを現地に残しての対策ということございまして、非常に心配であ
るということについてはご理解いただきたいと思っております。まだ本格的な工事完了後のモニタ
リング、これが実際は4月からということでもまだ始まったばかりでございますから、なかなか今
回のやつですべてということでは当然ないということについてはわかっているわけではござい

ます。特に地下水、浸透水につきましては、現在の3地点から13地点に大幅にふやしていただいたということでございますから、私どもの方でも大変注目しているところでございます。

そこで、お願いという形になろうかと思えますけれども、今後ともとにかく住民の皆さんの不安、これが非常に大きいものですから、こういったものを払拭するために住民の皆さんが納得できる調査の方法あるいは必要な対策ということにつきましてはぜひ住民の皆さんの声を聞いていただきながら住民説明会、そういったものを開催し、引き続き対応していただきたいということをぜひお願いしたいというふうに思っております。この内容につきましてはあれなんですけれども、一応、町職員として、このようなことで今後進めていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

須藤委員長 どうもご説明ありがとうございました。この村井知事に対する要望書、早期解決についてということに内容的には尽きるということで、澤野委員、よろしいんですね。この辺を委員の皆さんにも十分ご理解をいただきたいということでよろしいんですね。ただ、今日の問題については昨年の下期のデータを見て、要するに周辺への環境影響は認められなかったということですよ。だから、そういう諮問答申のご意見はないわけですね。はい、どうぞ。

佐藤委員 鉛のことなんです、場内の上流端というか、場外、これは何年も前からあそこは出ているんです。それで、その説明は土地由来のものだろうというのは何回も聞いているわけなんです。それで、対照のところをやってそこも汚れているんだったならば土地由来でないのということを3年も4年も言ってきているんです。にもかかわらず、まだごみに含まれた鉛であろうみたいなことではなくて、大分前からなっているんだからもうそのこと知っている人はいないという実に情けない状況なんです、我々しか知らないというようなことになってしまっているんです。随分前から問題にしています。

それから、最後のこれなんです、こういうふうなグラフではとてもわからないと。まだ評価はしていませんというふうな逃げを打ったんだけど、皆さんはこれを押しつけるときに科学的に絶対の自信を持ってこれやらせてくださいというような言い方で強行したわけでしょう、雨水防止浸透対策。それで、実はこの工事は早々と終わっているんです。もう1月末当たりには終わっているんです。案外早く終わったんだから、この一つ分。それで、もうそれから半年たっているんだからその間のグラフが出てそれがぐんと下がらなければ我々は科学的な自信を持った工事だったというふうな評価はできない。こういうことをなさっているからいつまでも住民は、あの人たちの話聞いたって不安になるばかりだよというふうな話になってしまうんです。これは間違いのないことです。

それで、今うちの課長の方から要望書を出したということなんですが、これは工事を終わる段階で出されたということです。不安が募ってきたと。これはそういうふうなとらえ方をしてください。不安が募ってきたんです。工事がどんどん進んでいって安心だねということではない。これは大きな声で言うと、ほかの先生たちには甚だいつも同じことばかり申し上げて非常に申しわけないとは思っているんですけども、実際にはそうなんです。我々は不安が募ったんだよということです。

それから、さっき課長の中に表面きれいになった。表面です。表面きれいになったというのはきれいにならないより悪いのではないかとと思っている人もあるんです。表面きれいになったから中身もいいんだべということではないと。これはないです。表面きれいになったというのは10年前に事業者が撤退するときにああいうふうにきれいにして帰っていくのは当たり前の話なので、10年待たなければなかったのかということの方が大きいんです。ああいうふうな状態で業者が帰っていかなければならなかったので、10年捨てておいて今きれいになったから喜んでくださいというふうな言い方はない。これはきっと間違いです。だから、昨日、一昨日、守る会の役員会で話し合ったことは、表面きれいになった、よかったねというようなことだけは言うなよなというような話になりました。中身は同じだ。ひどいぞ。そういうことでございます。それで、いつまでも鉛がどうのこうの、対照区も掘らないで、ごみの中に突っ込まれた鉛だろうということではなくて、本当に5年くらいやっているんでないですか、同じこと。あの井戸から鉛出ました。場外です。これは環境由来のものであるというふうな言い方をして、そのときも対照を掘って言ってください、そういうようなことというふうなお話はしました。それから、これはやはりもうそれを出してもいい。評価はできませんみたいなことではなくて、あのぐらい自信持ってこれは実際には押しつけたんだから、地元うんと言わないんだったら支障除去対策間に合わなくなるんだというような言い方で押しつけられたんです。まるで栗東とは違うだもの。そののところできちっと下がっているのをこの次は確かめて、それで下がっていなかったならばこれは失敗だったということで評価せざるを得ないということです。今回はもう少し様子を見るというつもりはありますけれども、そういうことでいかがでしょうか。

須藤委員長 ありがとうございます。

きょうは10人の委員全員がいらっしゃっているんです。今までになく出席率もいいので、せっかくのこういう機会なので、岡田委員の方から順番に、きょうは諮問答申ということにしないでいけないので、このデータをごらんになって今のような不十分なところもあるならあるでよろしいし、最終的な評価が妥当でなければ妥当でないとかおっしゃっていただいて構いま

せんので、今の鉛の問題やら、あるいは硫化水素の問題やらいろいろまだ懸案の事項は残っているようにも見受けられるので、順番に先生の方からご意見なり、あるいは評価についてご意見を賜れますでしょうか。お願いします。

岡田委員 それでは、お聞きしたいこと等お話しさせていただきます。

基準値というのが、これは全部県の場合は網をかけているんでしょうか。例えば、悪臭防止法では竹の内は網を、地域指定はされていないでしょう。それで、そういうことをきちんと書いておかなければいけないと思うんですが。

それから、あと硫化水素の下限値、上限値ではなくて、臭気強度2.5のときの濃度が0.02であってというようなそういう形でこの硫化水素の場合のフィールドのところは書くべきではないかと思います。

それから、生活環境への影響は認められなかったというのは、これはその裏を返せばこういうことでしょうか。生活環境への影響するような濃度ではないことが認められたということでしょうか。ちょっと何か文章的な。

須藤委員長 後ですっと回りますから、ここで1個1個答えてしまうともう時間切れになるから、大体類似の意見出てくるとお思いますので、書きとめておいていただけるかな、室長。いいですか。

岡田委員 法律的なことも表現のちょっとわかりづらいところがあるんですが、結論はわかりますけれども。

それから、あと最後のページのところで、やはりこれはちょっとわかりづらいんですが、今排水ポンプで上の池に上げているんですが、その位置はこのところでどこに当たるのか。何かそういうものを入れていただくのもいいのかなと思いますが。やはりちょっとこれはもう少し説明していただかなければ素人にはわからないのでよろしく願いいたします。以上です。

須藤委員長 いやいや、岡田先生のような専門家が素人であっては困るので、先生がわからなければもうほかの人わからないんですから、特に今の法的な問題とか濃度をどういうものを使うかというのはそうなので、私も何か表現が不十分かなという部分がありますので、その辺は後でお答えくださいね。よろしいですね。

では、井上先生、どうぞ。

井上委員 岡田先生と全く同じところで、生活環境への影響は認められないと判断されたという表現がちょっと何かあいまいかなという気はします。

それから、この結果としては幾つか気になる項目はあるとは思いますが、この報告書の中

でどこまで言うかは別のこともかもしれないんですが、かなりこの工事前から、それから工事中のデータをずっととっていったらほとんど検出下限以下という項目がかなり出ていると思うんですが、この辺の取り扱いを今後どうするかということをごどこかで議論をしていかないといけないのではないのかなと。つまり、ある程度やるべきものはやらなくてはならないと思うんですが、そもそも、ごみはほとんどバックグラウンドにはないであろうものというのが結構あると思うんですが、そういったものについてこれからどう考えていくのかということをご議論していく必要。その分やはり別に重点を置く項目が出てくるのではないのかなというようなことです。ちょっと最後のところは直接この内容からは外れるかもしれませんが。

須藤委員長 いや、そんなことはありません。時間今ありますから。重点化をもう少し図った方がよろしいのではないかと。今のご問題については、これでやってきてしまったんだからやったんだけど、先ほどの評価のところの表現があいまいですというのは岡田先生もおっしゃっていましたよね。そこは先生も同じ意見だということ。わかりました。

井上委員 はい。だから、今後のことについて、何か逆にこういう議論をしないでずっと……。

須藤委員長 同じになってはまずいよね。私もそう思いますので。

井上委員 そういった趣旨で。

須藤委員長 諮問答申なんだけれども、今後どうしたいかということも、当然、これは委員会の連続していることなので重点的にモニタリングするということにもなるわけなので、それは先生のおっしゃったところを反映させるように当然すべきだと、こういうふうに思いますので、例えばゼロのところを検出限界以下のところをずっと永遠に測り続けていいかどうかというのは、ただ費用が余計かかるだけですから、それは当然そういうこと。そういうことをおっしゃっているんですね。

井上委員 ええ。全くそのとおりです。

須藤委員長 そうですよ。ありがとうございます。

では、稲森先生、どうぞ。

稲森委員 評価するときにはこれはこれでいいと思うんですけども、やはりこちらの藤巻先生の参考資料の2003年版をずっと読んでいたんですけども、これは上流側の方……。

須藤委員長 鉛の話。

稲森委員 はい。鉛の問題、硫黄の問題、いろいろ書かれていまして、その中でコントロールみたいな形で上の水をヒューム管通して浸透させずにそのまま流してきているところの硫黄は上の方でも当然高いデータが出ていたり、鉛も高かったりとか、やはり比較としてコン

トロールのところの解析というのをより十分やられた方がいいのではないのかなと。この藤巻先生のデータ、2003年ですけれども。それとあと6ページのところでも大腸菌の話でも上流側の河川水が高かったとか、こういった比較評価するときにコントロールの考え方をうまくやられて納得されるような方向にされればいいのではないかと。

それと、もう1点が知事あての村田町長さん方の中でモニタリング関係でバイオモニタリングの実施については決定されているのにどうなっているんだというようなところ。私もこれを見ていて、前にいろいろ議論したのが今どうなっているかなというところもやはり住民の方々は知りたいところだろうなと思いますので、そういった点を思いました。

須藤委員長 要するに、バイオモニタリングのところですね。どうもありがとうございました。

では、細見先生、どうぞ。

細見副委員長 私も今までの委員の先生のご意見に加えてだけの話に限らせていただきたいと思います。

まず、基本的な皆さん言われたことはもっともだというふうに思っています。例えば、水質評価をされるときに地下水の場合には一応上流側と下流側を今回見ていて、上流側の鉛はこうだったということで、実は塩化物イオンなんかは下流部の方が高いんです。ということは、上流側と比べて廃棄物の影響を受けた水が下流側には存在しているというふうに見てもいいと思うんです。これは東京都の日の出町というか多摩地区の処分組合の委員会と言っているんですが、上流側と下流側と見て何がどういうふうに異常なのか全然差がない。あるいは上流側と比べて下流側がこれだけ高くなっている。ここについてはこういう注意をしていきたいと思います。というようなそういう感じで常に比較していただいて、最終的にはもちろん基準値があるものについては基準値で比較すればいいと思うんですが、すべて基準値があるわけでありませぬので、影響という意味では上流側と下流側を見る。先ほど室長さん言われたように、大気の場合は基準項目がなければバックグラウンド的な村田町の役場と比較してどうだというようなそこが一番大事なポイントかなと思います。

それから、多分そのことがあって最後のまとめはこういうふうに短くなっているんだろうなと思うんですが、ちょっとその部分が少し言葉が足りないのではないかなと思うんです。ものすごく何か冷たいというか。いろいろ調査もされてきているので、そこはもう少しそういうわかりやすい表現使った方がいいのではないかなと思います。

それから、特に硫化水素のところの5ページのところは、これは測っただけだと。これは何も評価はしないんだと、こう言われると、これは例えばガス管抜きの種類が何種類かあるわけ

です。ですから、このことを見ていくとどうだったかとか、上昇傾向にあるのか、下がる方向なのか、全然かわらないのかというようなことを一々ちゃんと書いていただいて、でも全体的には下降傾向かなとかというようなことが何となくそんな気もするんですけども、そうでない四角の印とかありますので、それはどうしてこうなのかと。これが今度の課題であるとかというふうにしていただければ、私は今回のデータを確かにこれだけ見てこの文章を見たらよくわからない。そんなのが正直な観点ではないかと思えます。

それから、水収支について、これは必ずやっていただきたいと、最後の7ページに関しては、これだけデータがあれば、田村先生なんかもお聞きしていただいて、水収支をとっていただいて、要は降った雨がどれだけ表面流出で流れて地下に流れて、あるいは河川にどれだけ流れたとかというのが、もし雨水浸透施設をつくったことでどう変わったのかというようなことで、その水収支について前後で比較していただけるように、今回まだちょっとデータが足りないからこれで終わっているとすればそれでいいと思うんですけども、今後データが多分とられていくと思いますので、それについてはそういうまとめ方をしていただきたいと思えます。実際に日の出の処分場も表面遮水をしてどのぐらい水収支としては変わったかというのを常に毎年、雨が深い年もありますし少ない年もありますので、それごとにすべてデータをとっていただいて遮水の効果は認められないとかそういうものを常に評価をして、それを半年ごとに住民の方に戻しているんです。そういう努力をしていますので、この委員会も年に1回というよりはやはり年に2回ぐらいあってもいいのかなというのが、これは私の感覚でございます。

須藤委員長 どうも先生ありがとうございます。細見先生、日の出町は東京都下でいろいろ問題のある廃棄物処分場の委員長だか委員を長くお務めになられているいろいろな住民側との調整やいろいろなことでご苦労されているのは承知していますので、大変今は重い意見ではなかったかなという気がいたしますが、藤巻先生、続いてどうぞ。

藤巻副委員長 私もVOCなどに関してはほとんどゼロ行進が続いているので、ぼつぼつ現場での測定をやめてもいいのではないかと。多分ひたすらお金がかかるだけだろうというふうに思います。今回の報告書のこの概要のところのやはり一番最後の7ページの水位がどうなっているかということについて、先ほど室長の方から現在継続して調べている最中で詳しいことはわからないというお話でしたけれども、渡された方はもっとわからなくて、例えば水位を書いているところに水門閉門期間というのが矢印で書いてあってここに 印があるんですけども、下を見ると水門の閉門期間はLoc. 4などの水位から読み取った期間。これは意味がわからないんです。室長からは、現在評価はできないというお話でしたけれども、基本的に水位を下げる

ということを目標にやっているわけなので、平成16年から平成21年までの期間のデータがあるわけですので、基本的にはこれについてどういうことを考えているか、できれば書いていただきたいと思います。単純にこれを見ると、どこの点を見れば水位がちゃんと下がってきている。どこの点を見れば何の効果も得られていないのかというのはちょっと私にはわからなくて、上から2番目の水色の線なんか見ますと水位が下がっているのか、上がっているのかよくわからないという不思議な気もしますし、その次の茶色の線を見ますと全然変わっていないかむしろじわじわと上がっているかなというような感じさえしてしまいます。これが我々がわかるだけではなくて、村田町の住民の方にもわかるような説明の仕方をつけ加えていただけたらと思います。以上です。

須藤委員長 どうもありがとうございました。特に水位の最後のところ、これはまた後でお伺いします。

では、田村先生、どうぞお願いします。

田村委員 私もこの水位のことについて、多分、今日は評価の最初をされないということで詳しいお話なかったんだと思うんですが、今最後に藤巻先生が問題にされた2のところの後ろの方の大きなでこぼこは、これは工事の影響なんです。どこに書いてありましたね、たしか。そういうようなことがございますので、どういう工事をいつなさったか、いつ終わったかということはこの図にやはり。横軸はずっと時間の軸になっていますので、そこに書き込んでいただくのがいいと思います。こういう工事をここでやった。いつから始めていつ終わったということ。そうしますと、あとそれからこの点の分布図があればかなりのことがそこで読めてくると思います。ぜひ簡単なことですので、この水位のグラフに、この地下水に影響を与えそうないろいろな工事の行われていた期間、それを記入してくださるようお願いいたします。

それから、このすぐ左側にモニタリング地点の位置が示されていますが、これはすべてではないんですね。ここに載っていない地点がこちらのグラフにはたくさんございます。ですから、わかっている方はわかっているんでしょうけれども、やはり点も全部入れていただくような方が読むときには読みやすい。

それから、そもそもなんですが、もちろん地下水位を上げないようにするということが工事の目的だったと思うんですが、目に見える形で場内の地下水位を下げるのが目的であったかどうか、この支障除去の。そこははっきり言っていただいた方がよろしいと思います。

下流に川がございましてそれにコントロールされておりますから、それより下がるわけはありませんよね。したがって、地下水位を下げるのが目的だったと、私はそういうふうには了

解していなかったなので、上がらないようにする。大雨が降ったとき急にたくさん上がらないようにするということは目的だったと思うんですが、平常時の地下水位を今までよりも下げるということは目的とはなさっておられなかったのではないかと私は理解しておりますけれども。その水の工事の支障とされたものは、例えば周辺地域にも道路なんかに湛水する。そういうことが地元の方々に大変生活の支障として困っておられたのでそこをということが大きな目的ではなかったんでしょうか。つまり、場内の地下水位をずっと下げることが目的であったかのごとく誤解されると、これは多分達成不可能です。その辺のことはもうはっきりとおっしゃっていただいた方がよいかと思います。

須藤委員長 どうもありがとうございます。

佐藤委員は先ほどご発言いただいたからよろしいですね。

では、風間委員に行きましょう。

風間委員 おおよそ多分委員の方が言っていたのでちょっと追加的に私の感じたことだけお話しします。

概要書の4ページを見させていただいて、硫化水素の連続調査の件ですけれども、私もこのモニタリングのデータを見るとやはりトレンドが上がったり下がったりしていると。この原因はもともと地下水だとか雨だとかそういう異常値の影響を受けていて長期のトレンドが見えにくくなっているということが原因だと認識しています。それで、例えば今回4ページの硫化水素の連続調査におけるコメントで、昨年9月の異常値の発生回数が48回というのも、これを単に工事現場の水をポンプで発生ガス処理施設付近に送水していたことだ、というふうに原因で言い切ってきますけれども、単にこれを異常値ですよというのではなくて、何をしたらこういうことが起こるのかというメカニズムをきちっと分析していただきたい。

それから、そういう意味でいうと、4ページの平成18年の7月に連続調査で603回という異常値も出ていますけれども、それについてもこの絵を出すときにはコメントが欲しいと思います。同じような異常値を出しているわけですから。

それで、結局田村先生もおっしゃいましたけれども、覆土したというのは、降雨強度に対して浸透を抑制するような意味があると思うので、地下水位とともに降雨強度の関係で連続的な調査と相関をとってみれば、どんな雨が降ってどう地下水位が上がるとどこでどういう硫化水素の連続的な観測がどう上がるんだということはすぐ出てくると思うので、それも分析していただいた方がよろしいかと思います。以上です。

須藤委員長 どうもご意見いただきまして、風間先生、ありがとうございました。

では、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 済みません。地下水位を下げる目的ではなかった。私もそのように思っております。降雨によって地下水位が上がったり下がったりすることによって硫化水素の発生が左右されると。それをとめるのに雨水をとめるんだということが。（「上がらないようにするということがむしろ目的だったと思います」の声あり）そうですね、ポンプで。ところが、でこぼこができてきているというのは上がったり下がったりしているわけで、これはポンプ制御が十分に働いているということですので、それをやはりつぶすというか、唐傘差したわけですから、それはなくなるはずなんです。それが問題だということです。

それから、これは今の話は一つあると思います。それは竹の内というのは大きなどんぶりだというふうに私は思っています。大きなどんぶり。大きなどんぶりの半分を切って、そこに汚物を入れて、それで水がまた張ってきたと。それで、遮水工も何も無いわけです。片方に水が行かないのかというような。水がいかないというような同じどんぶりで1枚のビニールも何も無いところで片方は汚水だよ、片方は何でも無いんだよというようなことが言えるんだろうかと。これもうんと不思議でしようがないんです。ここは浸透圧とか温度拡散とか浸透率とかいんなことで一応あるんだ。当然あるんだろうというふうに思っているんです。何の遮水工もしていないということで、そこで広がってないの、広がってるのというのは非常にナンセンスな話だろうというふうに思っています。

それから、もう一つ、先生たちに教えていただきたいのは、例えばポンプ&トリートメントでポンプアップして浄化して出すと。それで、ごみ層の方の水位を下げることによって拡散を防止できるんだろうか。ごみ層の方だけをちょっと10センチでも50センチでも水位を人為的に下げることによって拡散防止ということができのんだろうかということは、これは教えていただければというふうに思ったところでございます。でこぼこしている分に関してはそういうことだと思っんですよ、ポンプでガス発生が左右されるから、その頭をつぶそうということだと思っております。

須藤委員長 ありがとうございます。

これで一通りの委員のご意見を伺いましたので、事務局の方は1個1個丁寧にということではなくてよろしいんだけど、重なっている意見ございますので分けてどうぞ。抜ければ私がまた指摘しますので、どうぞ。これは室長の方がよろしいですね。どうぞお願いします。

事務局（大内室長） メモがめちゃくちゃになって全部お答えできるかどうかちょっと自信がないんですが、まず評価の表現の話でございますが、廃棄物処理法で「生活環境の支障の有

無」という表現がございまして、ないというふうに表現するのが適当なのかなと。そこから来た表現で「生活環境への影響は認められなかった」というふうに記載してございますが、確かにこれは一般的に読むとちょっとわかりづらいなということもございますので、先生方にご相談しながら表現を検討していきたいというふうに考えてございます。あとは何をお答えしますか。

須藤委員長 いろいろ法的な表現の部分もあった。まず、岡田先生は、悪臭防止法やら。

事務局（大内室長） まず、悪臭防止法関係でございまして、0.02という基準でございまして、仙台市内の指定地域につきましてはこの硫化水素0.02という基準はございまして、宮城県内におきましてはいわゆる官能法を採用してございまして、特定物質の濃度でもって規制はいたしてございませぬ。

須藤委員長 条例がないんですね。

事務局（大内室長） 悪臭防止法の指定地域はございまして、それは臭気強度ですか。ちょっと私もうろ覚えなんですけど、官能法でもって規制をしてございまして、0.02という基準は適用されませぬ。なお、村田町内では指定されている地域はございませぬので、悪臭防止法の適用はなされておられません。

それから、水門開閉期間の部分でございまして、これは荒川に水門がございまして、それを閉じた時期に川の水位が上がりますと川に近い位置にありますLoc. 4の井戸の水位が河川の影響を受けまして上がるということが読み取れるということで、ここに水門開閉期間というように記載してございまして。

あとは、ちょっと担当の方から答えさせたいと思いますのでご了承いただきたいと思います。事務局（面川） バイオモニタリングの説明等をという話もあったんですけども、こちらの方、以前の評価委員会で検討していただいたとおり、AOD試験、生物毒性試験というのを宮城県の保健環境センターの方で30年近くやっておりまして、そちらの方を活用しましてバイオモニタリングの方を実施させていただきたいというふうに考えております。

詳しく申し上げますと、河川の上流、下流の方の水を採取しまして、それぞれが生物毒性試験、水の濃縮によってどの程度魚が死んでしまうかというものを数値的に見ながら評価をしようというもので、それによって放流水による河川への影響というのを把握できるというふうに考えております。

次に、地下水位についていろいろとお話があったと思うんですけども、田村先生や佐藤委員がおっしゃったとおり、地下水位全体を下げようということで目的とした工事ではなく、急

激な雨、降雨強度が強いときに地下水位が上がってガスが一気に発生して周辺への環境に影響を与えないようにすることを目的としておりまして、処分場の表面にありました凹凸、へこんだ部分に池のように水がたまっておりまして、それが地下に浸透するのを抑制しようということを目的として今回の成形工事をしております。その評価なんです、工事が終わったのが雨の少ない時期の1月過ぎということもありましたので、今年度以降、こういったことが評価できるかといったことをこれから検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で大体かと思うのですが。

須藤委員長 そうでもないよ。例えば、余り出てこないやつは将来どうしようとか、それから上流と下流でどうやって評価、やはりその辺はちゃんと評価すべきではないとか、それからVOCの話も同じような意味でありましたよね、藤巻先生から、大気の方の。それから、工事の期間をちゃんと記載をしないと田村先生からおっしゃってくださったように、評価ができないでしょう、ただのこの数値では。そういうようなことが言われた。風間先生も同じように工事との関係をおっしゃっていますよね。そういうことがこれから入れるんですよとか、それともこれは修正するんですよというのがあなた方の答えではないの。

事務局（面川） 失礼しました。まずコントロールについて、細見先生等がおっしゃられましたとおり、基準値のないものにつきましては対照地点、コントロールというものをどのように設定するかということは我々でも大切なことだと思っていまして、表現の方がちょっと足りないという部分がありますので、今後こちらの方をまとめる際に、詳しくわかりやすいように書いていくということをやっていきたいと考えております。

あと、地下水位のどの時期にどの工事でどこら辺をということなんですけれども、そちらの方は、実際工事をかなり区分分けしてやっているということもありますので、どこまで書けるかというところはあるんですけれども、工夫してみたいと考えております。

須藤委員長 それから、モニタリングは項目はいいんですね。今までは当然これでいいんです。だって、やってしまっているんだから。それから、今後非常に柔軟的に、頻度だとか項目とかというのはそのデータを見ながら柔軟的にやって、私が答えたってしょうがないね、あなたがやるんだから。そういうふうにやるんですねと。

事務局（面川） 細かい部分、どの項目についてはしばらく出ていないとかそういったこともあるんですが、工事後モニタリングは今年から始まるということがありますので、去年までのデータ、工事中のデータと工事後のデータ、これらの結果で出ないということがわかった項目は、同系列の分子構造とかであれば、例えば低分子の物と中ぐらいの分子の物とかという形で

系統分けしていきながら減らせるものは減らしていき、調査しなければいけないことはしていく。地点につきましても、項目につきましても、十分な対応ができるようなことを検討していかなければならないと考えております。

須藤委員長 これでは、大部分の答えがいただいたような気もしなくはないけれども、後でこれは全部テープとってありますよね。見ていただいて不十分なところはもう一回検討していただくということにさせていただきたいんですが。なぜかという、予定した5時になってしまったので、それは今すぐやめますとは言いませんが、先生方に申しわけない。私の議事進行も上手でなかったのが5時に終わらないんですけれども、もうちょっとだけご辛抱いただいて。これは答申なんですよ。そうすると、このままで私は答申できないと、こういうふうに見ました。なぜかという、結論のところの生活環境に影響が認められなかったというのが結論でしょうね、どれについても。だから、その部分だけはせめて、そう言っていることは、生活環境というのはいろんなことがあって、それに影響がないと書かれてしまうと、この測定した項目が環境基準を超過したものはなかったとかそんなぐらいにとどめておかないとまずくないのかなと。要するに、まだ工事期間中のモニタリングの結果だけですよ。それなので、そういう表現でいいのか。何かここを変えないと生活環境に影響が認められなかったというのは、井上先生も、それから岡田さんもおっしゃった。岡田さんはどう思いますか、そこは。そういうのでいいですか。

岡田委員 何かと比べてとか、やはり地元の方もまだ健康には支障があるという話もありますから、やはりそういう何かに比べて濃度がこうであったという話が一つあると思うんです。

須藤委員長 一つはそうですね。それから、基準値のあるものは基準値を超えなければ、一応それがいいか悪いかはともかくとして、これは国の法律ですからそれを超えてないということは基準内であるということは確かですよ、例えば環境基準であれば。ないものは先ほどの稲森先生ですか、細見先生もおっしゃっていただいたようにコントロール地点と大差がなかったとか。そういうことですよ。

岡田委員 そうでございます。はい。

須藤委員長 そういうことを述べていただかないと、全く影響がなかったと言うと、これは安心安全が全く不安であるとおっしゃっていただける一方で、ただ影響がなかったと、認められなかったと言うだけでは説明が不十分で、結果としてはそうなのかもしれないけれどももうちょっと表現を変えないと私はいけないのかなと。議長していてそう思うんですが、これは諮問答申はどういうあれですか。今このとおりにやらないといけないですか。

事務局（大内室長） できれば、お認めいただきたいということでお願いしたいんですが、基本的には今先生がおっしゃいましたように、環境基準なり規制基準に適合していた。もしくは対照地点、そのような表現に改めた上でご答申いただければというふうに思います。

須藤委員長 そうですね。そうしないと、これは諮問答申なので、もう一回いろんなデータを入れていただいて、地下水のことも見ますよとか何とかかんとか言ってもそれは次回に譲りましょう。いろいろご注意いただいたので、この次は同じご注意のないようにひとつお願いします。ただ、こういう役所仕事は私もなれているので、ここで諮問答申やらないと当方のこの委員会としての責任もあるので、要するに私の準備状況も悪かったということもあるんだけど、その最後の結論のところだけ表現を変えて、それからさっきの基準値のないものは対照と比較して上がっていなかったとか何とか。それから、工事期間中であるんですがもう1行つけていただいて、これからさらにモニタリングを充実していかなければならないとかということとを審議したとか何かそれにつけていただかないと。この期間内に限っては、モニタリングの結果に限っては基準値を超えてないと。これが正しいんだね。このデータが正しいならそこはいいんです。でも、今後はもう少し充実しなければいけないとか、生活環境全体に、皆さんのご意見もいただいているんで、さっきのような項目を減らすのも必要でしょうし、項目を頻度を上げることも必要でしょうし、評価をすることも大切だし、さっきの地下水位のところのデータ解析も必要でしょうし、そういうことを十分踏まえた検討と解析が必要だということを一、二行つけ加えておいた方がよくないですか。皆さんの意見を。これはこの委員会での答申ですから、あなた方が気に入らないと言っても私がそう言えば皆さんの意見をまとめるんだから、そんな感じでいかがでしょうか。そうしないと、文章についてはこれは私にお預けくださいと言うしか方法がないので、そうしないと印を押して出せないでしょう。こっちのデータはもうやったデータだからこのとおりでいいんです。いつ測ったら幾らだったと、これはいいんです。そうでなくて、評価のところが今のような評価ですよ。影響が認められなかったというだけではやはり皆さん納得をされてないし、住民の方のご意見、当初冒頭にあった住民のご意見も終わってしまったんだけど不安でしょうがないと、こうおっしゃっていただけるので、そこはやはり今後モニタリング充実する必要があるとか何かそんなようなこと、それはあなたが原案考えてください。そういうことで答申案をつくっていただくというのはどうですか、細見先生、どうでしょうか。いいですか。では、こういう順でいきましょう。もう佐藤委員は3回目だから、この次行きますから。では、細見委員から行きましょう。細見委員、佐藤委員と行きましょうか。

細見副委員長 基本的には今の若干の修文をしていただいて全員の委員に一応メールで多分今だから回ると思うので、もし回らなければ直接何か連絡されて確認とって、最後は私は委員長に任せたいというふうに思います。

それと、私一つだけ言い忘れたことがあるんですけども、オブザーバーの鈴木さんでしたか、おっしゃられて前回も現地でも言われたように、私はビスフェノールAというのはすごく興味を持っているんですけども、あの住民説明会の後に私はある別の市で竹の内でこういう意見が出ていましたと言うと、その市はすぐに対応していただいて、この間の4月にはもうデータが上がっていました。

須藤委員長 ビスフェノールの。

細見副委員長 ええ。確かにそうして見ると、我々が危惧していたように漏れている箇所が本当にやはり明らかに高いというデータで、割とビスフェノールAの有効性は高まったのかなというふうに思っています。

それと、以前その処分場では塩化物イオンも高かったところもあったんですけども、これはどう見てもビスフェノールも少ないので多分恐らくそれは不凍液というんでしょうか、道路に塩カルか何かまいたその影響ではないかとかというのは少し。処分場の中には必ずビスフェノールは非常に高いですので、それはもちろん処分場によって必ず高いというわけではないかもしれませんが、一つのトレーサーとしていい提案だったのではないかというふうに思っています。ですから、何かの形で加えていただきたいというか。

須藤委員長 バイオモニタリングの部分ですね。

細見副委員長 バイオモニタリングよりはそちらの方が、分析値の方が。

須藤委員長 分析ね。ビスフェノールの項目。

細見副委員長 重要かなと思っていますけれども。

須藤委員長 まあそうでしょうね。生態影響もビスフェノール大きいからあれがいいですね。長々とやっけてもしょうがないので、済みません、一応もう一回言い直します。

データはこのとおりでよろしいんですが、それしか方法がないから。それで、修文をまずしてみてください。それで、結論は今言ったように、環境基準を超えているなら超えている、超えてないなら超えてない。それから、環境基準のないものだったらコントロールと対比して大差がないとかそう書いておいていただいて、それで工事期間中であるからいろいろ水位の変動とかそういうものもあるでしょうから、今後モニタリングの充実化をより図っていく必要があると。さっきも変更だとかいろいろなことおっしゃっていただいたのが多いので、そんなよう

な表現を入れていただいた文章を、要するに評価ですよね。まとめていただいたものを全員の先生にメールで送っていただいて、合意が得られればそれでオーケーだし、余り合意が得られないように書いてもらっては困るんだけど、最終的には早目に最終の答申文として提出するというので、ほかのところのいろいろ先生がおっしゃった細かいところがいっぱいあったんだけど、ここをやっていたのでは、だからその解析をするなんていうのもあったでしょう、先ほどの水位の。ああいうところは次回に回しましょう、次回の評価に。ですから、そのときのデータは書けるものはどんどん入れていただいていいんだけど、修正部分は評価のところを中心に最後の結論をそう出していただきたいということで。

はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 あのまま生活環境に影響がないというふうな言い方されますとももちろん我々は宮城県が何言おうと信用しないところがありまして、またやっているよということで終わるところでございます。ありがとうございます。

それで、実は今いろいろデータ出していただいたんですが、それはポイントは県が設定したんです。我々がしたのではないということがありまして、やはり評価委員会は評価委員会なりのモニター設計をすべきなんだろうというふうに、本当に責任持って我々のところ大丈夫だよと言っていただくんだしたら、それは日程に上げていかなければならないのでないかというふうに思っております。このところはこうやるよ、ここはこうだよというようなことをやっていただくのがまず一番先なんです。宮城県が出してきたデータ読んで大丈夫だというふうなことでは、これは非常に受動的なことで我々ほとんど信用していませんので、そのところはやはりそれなりのことを今回提案して皆さんでお考えいただければというふうに思います。それが一つです。

それから、悪臭防止法どうのこうのということがありましたけれども、確かに指定されていないから規制値はない。規制値がないということは悪臭なんかあってはならないということなんです。そのところは間違わないでください。規制値がないんだから、悪臭防止法に規制されているんだから、0.02 ppmだどうのこうのということではないというふうに。

それから、今さんざん全然信用していないというような言い方をしましたけれども、全然信用していないということはこれから信用できるようになりたいということも逆の表現でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

まず、評価委員会としてきちっとした、我々が評価できるようなモニターを設計していただく段階なんだろうというふうに思っておりまして、そのことを須藤委員長にぜひ動いていただ

ければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

須藤委員長 どうもありがとうございました。

工事後のこれからの本格的にモニタリングが将来何年にわたるかというようなご質問もあつたし、それから地元の鈴木さんからもいつまでこれが続くのかというお話もあつたんですが、とにかく次の委員会のときにもう少しモニタリングの今後の進め方を、もう今回で一応工事のモニタリングはこれでいいんですよね。なので、先ほどのバイオの話もあって、きょうはあれですか、あそこの保健環境センターの人いらっしゃっているの、どなたか。来ているんですね。そうしたら、あれはあそこがやってくれるので、いつそういう話が出るかわからないので、ぜひ出席をするように行政の方からお願いをしておいてください。そうしないと、あそここのところで何の話でこうやるのかというふうになるわけでしょう。ですから、ぜひセンターの方にお電話していただいております。

ということで、もう一回繰り返すと、ぜひ修正して、それでそれを先生方に回していただいて、最終的には私と事務局で調整をして、それで趣旨はさっき私が申し上げたようなことですので、それで諮問を受けたので答申をしましょうと。細かいいろんな解析は次回以降にやりましょう、さっきの水位の問題とか。そうしないと、ここでやりとりしても実りのある解析にならないと思いますので、データはとりましたというところにとどめておきましょう。ということで、いかがですか。部長、それでよろしいですか。

ということで、いろいろご提案があるのでまたモニタリングの仕方については、バイオも含めたり、あるいはビスフェノールも含めて次回あるいはそれ以降に今後のモニタリング項目をどうしていくかと、あるいはどういう頻度でやっていくかというのは一回は決めてあるんだけど、非常にこれは流動的に考えないと、多分柔軟性を持たせないといけないので、健康項目とかみんな測ればいいのかそういうものではどうもなさそうですよね。ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロを何年も繰り返してお金ばかりかけてもしょうがないんですから、そういうことのないようなモニタリングをしましょうと。こういう意見は一致していますので、有機的、機能的、効率的にやるということだけ決めておいて、これで大体締めさせていただきますよろしくごさいますか。

それでは、どうも大変ご多用な中お集まり、予定が15分も過ぎてしまいましたが、以上をもって第6回の評価委員会を終了させていただきます。どうもお疲れさまでございました。

4 閉 会

司会 長時間にわたりました大変ありがとうございました。

以上をもちまして第6回評価委員会を閉会いたします。ありがとうございました。